諸外国の刑事司法制度(概要)

留が色のかず ロム 向及 (帆女)								
		日本	アメリカ(連邦)	イギリス (イングランド及びウェールズ)	フランス	ドイツ	イタリア	韓国
起訴前の 身柄拘束 に関する 制度	逮捕(令状の 要否等)	〇令状による逮捕が原則である が,現行犯人逮捕又は緊急逮捕 の場合に無令状で逮捕が可能	〇無令状逮捕が広く認められて いる	〇無令状逮捕が広く認められてい る	〇無令状で警察留置が可能	〇身柄拘束は、勾留状によるのが原則であるが、現行犯又は急速を要する場合に令状なしで仮拘束が可能	〇現行犯人又は逃亡のおそれがあると認められる場合に無令状で身 柄拘束が可能	〇令状による逮捕が原則である が,現行犯人逮捕又は緊急逮捕の 場合に無令状で逮捕が可能
	身柄拘束期間	〇逮捕・勾留を通じて最長23日 間	〇逮捕から大陪審による起訴まで30日以内, 一定の場合に更 に30日延長可能	〇原則逮捕後24時間。正式起訴 犯罪及び両性犯罪につき,通算最 長96時間まで延長可能	〇予審対象者につき, 重罪の場合 原則1年以内であるが, 延長により 通算最長4年まで可能	〇起訴の前後を通じ,裁判官による勾留命令について,原則として6か月以内,事案に応じて無制限に延長可能	〇公判開始決定までの保全拘禁期間は、例えば長期20年を超える罪の場合、原則1年、最長1年半まで延長可能	○ 敬宛・ 投宛なるじて早 目200日間
捜査機関による捜索・差押え(令状の要否等)		無令状で認められる	〇令状によるのが原則であるが、自動車の捜索を行う場合、 緊急性のある場合、プレイン ビューなど、無令状による捜索・ 差押えが認められている	〇令状によるのが原則であるが, 正式起訴可能犯罪の被疑者を無令 状逮捕する際に無令状でその被疑 者方の捜索を行えるなど,無令状 による捜索・差押えが認められてい る	○予審判事が、自らの権限により 捜索・差押えを行う ○重罪の現行犯捜査については、 警察官も無令状で捜索・差押え可能	〇裁判官の命令による捜索・差押 えが原則(緊急時は、検察官等の 命令による)	〇予備捜査担当裁判官のみならず、検察官による理由を付した命令によっても捜索・差押えが可能	〇令状によるのが原則であるが, ・逮捕に伴う捜索・差押えは無令状 で認められる
取調べに関する制度	録音・録画を 義務付ける 制度の有無	Oなし	〇なし(州によっては義務付けら れているところもある)	○警察署における被疑者の取調べ について,録音義務あり(略式起訴 犯罪は除く)	○警察留置中の重罪被疑者の取 調べ及び予審判事による重罪の予 審対象者の取調べについて,録音 録画義務あり	Oなし	〇身柄拘束中の被疑者について, 録音又は録画の義務あり	〇なし(録画制度はあるが, 義務付けはされていない)
	弁護人立会いに関する制度		〇身柄拘束中の被疑者の取調 べについて、被疑者の求めがあ る場合、弁護人を立ち会わせる 必要あり(被疑者の権利放棄は 可能)	〇被疑者の求めがある場合, 弁護 人を立ち会わせる必要あり(被疑者 の権利放棄は可能。一定の事由が ある場合は立ち会わせなくてよい)	〇予審判事による予審対象者の取調べ及び警察官による被疑者の取調べについて、弁護人立会いの下で、又は弁護人を呼び出した上でなければ取調べ不可(権利の放棄は可能。警察留置中の被疑者の取調べについては、弁護人立会いを一定期間禁止することが可能)	白の守向"収調へについて、 井護人	〇身柄拘束の有無にかかわらず, 取調べの24時間前に弁護人に通知しなければならず,弁護人の要求があれば立ち会わせる義務あり (警察官による被疑者の取調べにおいて,被疑者から自発的申告の聴取を行う場合等の例外があるが,証拠使用に制限を受ける)	〇身柄拘束の有無にかかわらず、被疑者等の求めがある場合、弁護人を立ち会わせなければならない(ただし、弁護人が取調べに不当に介入するなどした場合、取調官において弁護人を退去させることができる)
取調べ以外の証法	ずに事件を	〇おとり捜査(限定的) 〇DNA型データベース(それを 前提とする法制度は存しない)	〇通信・会話傍受(対象犯罪が広範) 〇おとり・潜入捜査(広範に認められている) 〇DNA型データベース(一定の 罪により逮捕された者等から同意無しで採取が可能) 〇大陪審によるサピーナ(提出命令)	〇通信・会話傍受(対象犯罪が広範) 〇おとり・潜入捜査(広範に認められている) 〇多数の監視カメラ 〇DNA型データベース(拘禁刑により処罰可能な罪により逮捕された者等から同意なしで採取が可能) 〇黙秘した事実から適当と思われる推論が可能	〇通信・会話傍受(対象犯罪が広範) 〇おとり・潜入捜査(広範に認められている) 〇DNA型データベース(性犯罪等につき有罪判決を受けた者から採取が可能,採取拒否に罰則あり)	れている) ODNA型データベース(性犯罪等	○通信・会話傍受(対象犯罪が広範) ○おとり・潜入捜査(広範に認められている) ○データバンクへのアクセス(注5)	〇通信傍受(対象犯罪が広範) 〇DNA型データベース(一定の罪 により拘束された者等から同意なし で採取が可能) 〇指紋登録制度(17歳以上の全国 民を対象)
		の証人尋問(不可欠な場合に限		○検察庁, 重大経済犯罪庁による 質問への回答, 文書及び情報提供 の強制 ○捜査協力型減免制度(注2) ○司法取引(注3)	○予審判事による出頭・証言強制 あり ○改悛者制度(注2)	○検察官又は捜査裁判官による出頭・証言強制あり 〇王冠証人制度(注2) ○合意制度(注4)	○検察官又は裁判官による出頭・ 証言強制あり ○改悛者制度(注2)	〇第1回公判期日前の裁判官の証 人尋問(不可欠な場合に限る)
公判	訴訟構造	〇当事者主義的	〇当事者主義的	〇当事者主義的	〇職権主義的	〇職権主義的	〇当事者主義的	〇当事者主義的
		○裁判員制度 ○裁判官3名,裁判員6名 ○裁判員は,有罪・無罪と量刑 について判断	〇陪審員12名	○陪審制 ○陪審員12名 ○陪審員は、有罪・無罪についての み判断	○参審制 ○裁判官3名,参審員9名 ○参審員は,有罪・無罪及び量刑 について判断	○参審制 ○裁判官3名,参審員2名(地裁大 刑事部の場合) ○参審員は,有罪・無罪及び量刑 について判断	○参審制 ○裁判官2名,参審員6名 ○参審員は、有罪・無罪及び量刑 について判断	○国民参与制 ○事案に応じ、陪審員5~9名 ○陪審員は、有罪・無罪及び量刑 について判断するが、裁判官を拘 束しない
	無罪率(否認 事件の無罪 率)	〇2009年 〇無罪率は,通常一審における 全部無罪事件数/判決件数 〇否認事件無罪率は,否認事件 の全部無罪判決数/否認事件	む全事件数		〇無罪率は,無罪宣告人員数/宣	約4%(不明) 〇2009年 〇無罪率は、無罪事件数/終局判 決数	約20.7%(不明) 〇2010年のローマ地裁における 統計 〇無罪率は、無罪件数/全処理件 数	約0.5%(不明) 〇2010年 〇無罪率は、一審無罪宣告人員数 /一審宣告人員数

(注1) 刑事免責

刑事免責とは、自己負罪拒否特権に基づく証言拒否権の行使により犯罪事実の立証に必要な供述を獲得することができないという事態に対処するため、共犯等の関係にある者のうちの一部の者に対して証人尋問の手続の主宰者が証言命令を発することによって自己負罪拒否特権を失わせ、供述義務を課す一方、その証言を当該証人の不利益には使用できないこととする制度をいう。

(注2) 改悛者制度, 王冠証人制度, 捜査協力型減免制度

いずれも、被告人が捜査に協力し、あるいは、犯罪の発覚又は防止に貢献するなどした場合、刑の減軽・免除等の恩典を付与する制度である。

(注3)司法取引

典型的には、被告人が有罪答弁をし、あるいは、捜査機関に協力することなど の見返りに、検察官が訴因の縮減や求刑の軽減等の利益を供与するといった合意 を、検察官と弁護人・被告人との間で成立させる仕組みをいう。有罪答弁制度の 下においては、有罪答弁がなされると、公判審理は行われず、直ちに量刑手続に 移行する。

(注4) 合意制度

裁判所と訴訟関係人(検察官、被告人・弁護人)との間で、手続の進行と結果について合意することができる制度であり、被告人の自白を要件とし、裁判所の関与の下、例えば、科されるべき刑の上限及び下限について合意することも可能とされる。

(注5) データバンクへのアクセス

内務省のデータバンクに、指紋情報、戸籍等の身分情報、居住地情報、ホテル 宿泊情報、クレジットカードや銀行口座の保有・開設情報等が登録され、捜査官 が直接アクセスできる仕組みが構築されている。